

○笠岡市市民活動未来づくり事業補助金交付要綱

平成24年3月29日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体が市と協働で本市の地域課題の解決を図る提案事業を公募し、市民と行政の協働による未来に向けたまちづくりを推進するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、笠岡市補助金等交付規則（昭和60年笠岡市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、市民活動団体とは、公益性のある非営利事業に自主的に取り組む団体及び法人をいう。ただし、字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成されたものを除く。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次の各号のいずれにも市民活動団体とする。

- (1) 3人以上の構成員で組織されている団体又は法人
- (2) 笠岡市市民活動支援センター登録団体であること。
- (3) 組織、運営等に関する規約等があり、会員名簿を備えていること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他政治団体を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (6) 団体及び団体の構成員等が、笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成25年笠岡市告示第23号）第2条第1号から第4号までに該当しないこと。
- (7) 営利のみを目的とする事業を行う団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市と協働で実施することにより、地域課題の解決又は改善につながる公益的な事業
- (2) 先進性又は先駆性が認められる事業であり、まちづくりへの波及効果が期待できる事業
- (3) 市民活動団体が主体となって実施する事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象事業に要した経費のうち、市長が必要と認めた経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、10万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一年度において1団体につき1事業とする。ただし、同一事業への補助金の交付は、2回を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体（以下「申請者」という。）は、笠岡市市民活動未来づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、対象となる事業の目的、内容、効果、経費等を審査し、交付すべきものと認めるときは、笠岡市市民活動未来づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前条の規定による交付決定の通知を受けた事業の内容等を変更・中止（廃止）しようとするときは、笠岡市市民活動未来づくり事業補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、笠岡市市民活動未来づくり事業補助金実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠岡市市民活動未来づくり事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、笠岡市市民活動未来づくり事業補助金請求書（様式第6号）により、補助金を市長に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

3 補助事業者は、前項の補助金の概算払を受けようとするときは、笠岡市市民活動未来づくり事業補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（ガバメントクラウドファンディングによる補助金）

第13条 第5条から前条までの規定にかかわらず、市が実施するガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金を補助金として交付する場合は、市長が別に定めるところによる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第71号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第34号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月29日告示第40号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第51号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。